

(2) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線及び③の地点と①の地点を結ぶ平成8年春分の日満潮位(DL+3.11メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 深海港1号防波堤灯台(北緯32度15分01.5秒、東経130度06分09秒)から36度05分01秒 1,452.294メートルの地点

②の地点 ①の地点から 318度51分13秒 37.023メートルの地点

③の地点 ②の地点から 38度49分31秒 71.980メートルの地点

(3) 面積

10,324.76平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

道路

住宅用地

公園緑地

水路敷

5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに牛深市

熊本県告示第602号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年6月4日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
NPOケアセンター花見丁 菊池市隈府238番地	NPO法人在宅応援花見丁	平成16年5月24日

熊本県告示第603号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年6月4日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所花見丁 菊池市隈府238番地	NPO法人在宅応援花見丁	平成16年5月24日

熊本県告示第604号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年6月4日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年6月4日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長(メートル)	備考
一般県道	稲佐津留 玉名線	玉名市大字津留字徳蔵	175.0	緊道整
		同所 字内津留		
		298番3地先から		
		519番1地先まで		

2 供用開始する期日 平成16年6月4日

熊本県告示第605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供